



平成30年5月24日

各位

会社名 世紀東急工業株式会社
代表者名 取締役社長 佐藤俊昭
(コード番号：1898 東証第1部)
問合せ先 総務人事部長 打越 誠
(TEL 03-3434-3345)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について、平成30年6月22日開催予定の第69回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社は、取締役会の議論を活性化し、重要な業務執行の意思決定および取締役の職務執行の監督にかかる機能の充実を図るため、平成18年より執行役員制度を導入いたしております。こうした現状に即し、適正なコーポレート・ガバナンス体制を維持・構築する姿勢をより明確にするため、現行定款第19条に定める取締役の員数を現在の24名以内から12名以内に変更するものであります。
- (2) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる会社役員の範囲が変更されたため、現行定款第29条第2項および第37条第2項の一部につきまして所要の変更を行うものであります。
なお、第29条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

定款の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成30年6月22日
定款変更の効力発生日	平成30年6月22日

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第 19 条 当社の取締役は <u>24</u> 名以内とする。</p> <p>第 29 条 当社は会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 37 条 当社は会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第 19 条 当社の取締役は <u>12</u> 名以内とする。</p> <p>第 29 条 当社は会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 37 条 当社は会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>